

豊監公表第8号

令和3年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市上下水道事業管理者より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年（2025年）3月27日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	清 水 聖 子
同	中 川 隆 弘
同	横 尾 しずか

令和7年(2025年)3月6日

豊中市監査委員 様

豊中市上下水道事業管理者 吉田 久芳

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和3年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和4年 3月 29日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
上下水道局	歳入確保の観点から、自動販売機を設置できないか検討されたい。	要望事項の趣旨である歳入確保の観点から、以前より様々な検討を行っているところです。例示をいただいた自動販売機の設置につきましては、利用者が限られる中、採算等の課題もあり必ずしも効率的ではないとの判断から、歳入確保の取組みとしての優先順位は低いものとしています。 ただそうした状況も踏まえ、令和4年3月には柿ノ木配水場の運用に関し、吹田市との共同化を行うことで同市からの負担金収入を得る、という本

		業に根差した歳入確保に取り組むことをはじめ、不用品の売却を継続的に行う等の取組みのほか、今年度からは本市で保有する水質検査機器を池田市と共同使用することで対価を得る取組みもスタートさせようとしており、今後も引き続き様々な手法やアイデアで更なる歳入確保につなげていきます。
--	--	--